

小学校・中学校・高等学校

♡01：各学校紹介

小学校について

学校名	住所	電話番号
布川小学校	利根町布川 4230	0297-68-2055
文小学校	利根町下曾根 254	0297-68-2004
文間小学校	利根町大房 228	0297-68-2024



小学校入学前について

- 10月頃に就学時健康診断を実施します。対象のお子さんがある家庭に就学時健康診断通知書を郵送します。当日は、健康診断と簡単な発達調査を行います。通知書及び母子健康手帳を持参の上、お子さんと一緒にお越しください。
- 1月末日までに入学通知書を郵送します。
入学通知書には、①児童名・生年月日（満6歳に達した子ども）、②入学する学校名、③入学式の日時が記入されています。
- 1月下旬以降に転入された方で、利根町で入学通知書を受け取っていない方は、住民異動届出書の写しを持参し、学校教育課までお越しください。入学通知書を発行します。
- 国立、県立、私立等の小学校へ入学される方は、利根町教育委員会から届いた入学通知書と国立、県立、私立等の小学校が発行した入学承認書等を学校教育課へ提出してください。

中学校について

学校名	住所	電話番号
利根中学校	利根町横須賀 1277	0297-68-2855

中学校入学前について

- 1月末日までに、利根町教育委員会から入学通知書を郵送します。
- 国立、県立、私立等の中学校へ入学される方は、教育委員会から届いた入学通知書と国立、県立、私立等の中学校が発行した入学承認書等を学校教育課へ提出してください。

お問い合わせ 学校教育課 学務係 ☎ 0297-68-2211

♡02：第3子以降学校給食費免除制度

内容

利根町立小・中学校、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の小学部・中学部に3人以上在籍している児童生徒の保護者に対し、3人目以降の児童生徒の学校給食費の額を免除します。

下記「免除対象となる条件」を全て満たし、免除を希望する保護者の方は申請が必要です。

免除対象となる条件

以下の全てに該当している必要があります。

- ①同一世帯に町内の小学校又は中学校若しくは学校教育法第1条に規定する特別支援学校の小学部又は中学部に就学している児童生徒が3人以上いること
- ②町内に住所を有していること
- ③児童生徒と生計を一にしていること
- ④児童生徒と生計を一にしている世帯の構成員に、町税等の未納がないこと
- ⑤生活保護、就学援助など他の公的扶助制度による給食費相当分の補助を受けていないこと

免除の金額

児童生徒一人あたり 小学校：4,030円（月額） 中学校：月額4,600円（月額）

手続き

「第3子以降児童等学校給食費免除申請書」に必要事項を記入し、免除対象のお子さんが通う学校へ提出してください。

お問い合わせ 学校教育課 総務係 ☎ 0297-68-2211

♡03：通学用ヘルメット贈呈事業

対象

利根中学校へ入学予定の新1年生

手続き

特にありません。中学校入学時に通学用ヘルメットを町から贈呈します。(通年、入学式の後に教室で配布しています。)

お問い合わせ

学校教育課 総務係 ☎ 0297-68-2211

♡04：就学援助制度・特別支援教育就学奨励費補助金制度

就学援助制度の内容

経済的な理由でお子さんに義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費など、学校でかかる費用の一部を援助します。

就学援助制度の対象

利根町立小・中学校へ在籍している児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当し、援助を希望する保護者の方

- ・要保護児童生徒 生活保護を受けている世帯の児童生徒
- ・準要保護児童生徒 要保護者に準じる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒

就学援助制度の費目・金額

区分 費目	学年	準要保護		要保護
		小学生	中学生	
学用品費	全学年	11,630円	22,730円	生活保護費 (教育扶助)
通学用品費	1年を除く	2,270円	2,270円	生活保護費 (教育扶助)
新入学学用品費・通学用品費	1年のみ(前年度に下記入学準備金を支給された1年生を除く。)	51,060円	60,000円	生活保護費 (生活扶助)
校外活動費 (日帰り)	実施学年	1,600円	2,310円	生活保護費 (教育扶助)
校外活動費 (宿泊)	実施学年	3,690円	6,210円	生活保護費 (教育扶助)
修学旅行費	実施学年	21,890円	60,910円	同左
給食費	全学年	44,330円 (4,030円/月)	50,600円 (4,600円/月)	生活保護費 (教育扶助)
医療費	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療対象者	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要する費用		同左

◇上記新入学学用品費・通学用品費の前倒し支給を希望する入学予定児童・生徒

入学準備金 (新入学学用品費・通学用品費)	新小1 新中1(現小6)	51,060円	60,000円	生活保護費 (生活扶助)
--------------------------	-----------------	---------	---------	-----------------

就学援助制度の手続き

援助を希望する場合は、申請が必要です。毎年学校をとおして配布される申請書に必要事項を記入し、お子さんが通う学校へ提出してください。申請書類をもとに所得等審査を行い、判定します。(年度途中でも随時申請することができます。)

特別支援教育就学奨励費補助金制度の内容

特別支援学級へ在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品や給食費など、学校でかかる費用の一部を援助します。

特別支援教育就学奨励費補助金制度の対象

利根町立小・中学校の特別支援学級へ在籍している児童生徒の保護者で、援助を希望する保護者の方。

特別支援教育就学奨励費補助金制度の費目・金額

費目	区分	学年	特別支援教育就学奨励費	
			小学生	中学生
学用品費		全年	実費の1/2 5,820円(上限額)	実費の1/2 11,370円(上限額)
通学用品費				
新入学学用品費・通学用品費		1年のみ	実費の1/2 25,555円(上限額)	実費の1/2 28,990円(上限額)
校外活動費(日帰り)		実施学年	実費の1/2 800円(上限額)	実費の1/2 1,155円(上限額)
校外活動費(宿泊)		実施学年	実費の1/2 1,845円(上限額)	実費の1/2 3,105円(上限額)
修学旅行費		実施学年	実費の1/2 10,790円(上限額)	実費の1/2 28,860円(上限額)
給食費		全年	実費の1/2 22,165円	実費の1/2 25,300円

特別支援教育就学奨励費補助金制度の手続き

援助を希望する場合は、申請が必要です。毎年学校をとおして配布される申請書に必要事項を記入し、お子さんが通う学校へ提出してください。申請書類をもとに所得等審査を行い、判定します。(年度途中でも随時申請することができます。)

お問い合わせ 学校教育課 学務係 ☎ 0297-68-2211

♡05：ランドセル支給事業

内容

利根町に住民登録されており、新1年生として小学校に入学予定の児童を対象にランドセルを支給します。所得条件があります。詳細は学校教育課までお問い合わせください。

お問い合わせ 学校教育課 学務係 ☎ 0297-68-2211

♡06：教育相談

対象

町内の小学校・中学校に在籍している児童生徒及びその保護者

相談内容

- ・学校生活や学習、友達関係に関すること
- ・心配事や不安、いじめ等の悩みに関すること
- ・学校に登校することができない
- ・発達が気になるときの教育相談 など

相談方法

- ・専用電話による相談 *利根町教育相談電話 ☎ 0297-68-2213
- ・面談による相談【要予約】 *当該学校・利根町役場・家庭訪問のいずれかになります。
(教育相談員：2名、スクールソーシャルワーカー：1名)

手続き

相談を希望される方は、学校の先生または利根町教育委員会 指導室までご連絡ください。

お問い合わせ 教育委員会 指導室 ☎ 0297-68-2211

♡07：適応指導教室「とねっ子ひろば」

対象

心配事や不安、悩み等で学校を休んでいる町内の小学校・中学校に在籍している児童生徒

開催日時

月～金曜日（学校の休業日を除く） 午前9時～午後2時

手続き

在籍する学校へ相談の上、「利根町適応指導教室『とねっ子ひろば』入室願」を提出してください。

お問い合わせ

教育委員会 指導室
※または学校の先生

☎ 0297-68-2211

♡08：家庭教育セミナー事業

内容

家庭の在り方、保護者の役割、家庭教育における様々な問題等について学習し合い、活動を通して親同士のふれあいを深め、気楽に情報を交換し合える仲間づくりの場を提供します。講話・移動学習・調理実習など計9回開催予定。

対象

町内小学校・中学校の児童生徒の保護者

手続き

年度の初めに学校を通して募集します。募集案内をご確認後、申し込みしてください。

年度途中でもセミナー生または学校の担当者を通して申し込みできます。



お問い合わせ

生涯学習課 利根町文化センター

☎ 0297-68-7881

♡09：児童クラブ

内容

対象となる児童に対し、授業の終了後に遊びを主とする生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

対象

町内の小学校に就学している児童のうち、保護者が自宅外就労等で昼間留守家庭となる児童

実施場所・日時

実施場所	開級日	閉級日	開設時間
各小学校 敷地内及 び隣接地	月～土曜日 ※土曜日は1か所に 集約して開級	日曜日及び祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）、 お盆休み（8月13日～15日）	▶通常の場合 : 授業終了後～午後6時30分 ▶春・夏・冬休み 及び土曜日 : 午前8時～午後6時30分

※災害等で学校が休校の場合は児童クラブも閉級します。その他、臨時で閉級する場合があります。

定員

各クラブ40名

利用料

月額5,000円（8月の夏休みは月額7,000円）2人目以降は半額。（状況により免除有）

傷害保険料や水筒補充用の飲料代などは実費負担。（おやつ及び飲み物は各自持参）

手続き

子育て支援課窓口で申請してください。詳細は町公式ホームページや子育て支援課窓口にある入級案内をご確認ください。

手続きに必要なもの

印鑑（スタンプ式ではないもの） 就労証明書等（様式は町公式ホームページ、子育て支援課窓口に有り）

お問い合わせ

子育て支援課 子ども福祉係

☎ 0297-68-2211

♡10：指定学校変更及び区域外就学手続き

内容

学校の通学区域は、お住まいにより定められていますが、特別な事情により指定された学校以外への就学を希望する場合は、指定学校の変更及び区域外就学の申し立てをすることができます。学校教育課までご相談ください。

区分	要件	提出書類
住所異動に関する理由	学区外に転居し、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合	申立書
	住宅の新築等により転居することが確実であり、当初から転居予定地の学校に就学を希望する場合	申立書 転居予定地を確認できる書類(土地・建物売買契約書、建物賃貸借契約書等)の写し
	住宅の建て替え等により、一時的に学区外へ転居する場合	
身体的理由	疾病や身体の障害等により、指定学校に通学が困難な場合	申立書、医師の診断書等
	特別支援学級への入級が適当であると認められ、障害に応じた特別支援学級が指定学校にない場合	申立書
家庭の事情に関する理由	保護者の就労により、下校後に保護監督するものがおらず、当該保護者の就労場所、又は保護預かり先の指定学校に就学を希望する場合	申立書、就労証明書、預かり証明書
	事情により住民票の異動手続きできず、指定学校に就学できない場合	申立書、教育委員会が必要に応じて指定したもの
	兄弟・姉妹が指定学校を変更しており、同じ学校に就学を希望する場合	申立書
教育的配慮	いじめや不登校により、指定学校以外の学校に就学を希望する場合	申立書、教育委員会が必要に応じて指定したもの
その他	上記に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める場合	申立書、教育委員会が必要に応じて指定したもの

お問い合わせ

学校教育課 学務係

☎ 0297-68-2211

♡11：奨学金

内容

奨学金ごとに締切日や申請方法等が異なります。各公式サイトにてご確認ください。受験前に受付締切となる奨学金もありますので早めに情報収集しましょう。利根町教育委員会の公式ホームページでは下記奨学金サイトのリンクを貼り付けています。

茨城県の奨学金	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県高等学校等奨学資金 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金 茨城県育英奨学資金 茨城県奨学資金 	その他奨学金	<ul style="list-style-type: none"> 日本学生支援機構奨学金 交通遺児育英会奨学金 あしなが育英会奨学金 一般財団法人みずほ農場教育財団奨学生募集要項 公益信託カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金 公益財団法人加藤山崎教育基金
私立学校の助成制度等	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県の私学助成・授業料免除 千葉県の学費等(私学)の助成制度 		

お問い合わせ

各奨学金問い合わせ先にお問い合わせください。

♡12：ひきこもり相談

内容

精神保健福祉士による、ひきこもりの個別相談を受け付けています。予約制のため、希望される方は事前に利根町社会福祉協議会までお問い合わせください。

お問い合わせ

利根町社会福祉協議会

☎ 0297-68-7771